公募型指名競争入札の執行について

公募型指名競争入札を次のとおり執行する。

平成 30 年 2 月 13 日

大阪市住宅供給公社
理事長　鬣　恒三

１　担当課

〒530-0041　大阪市北区天神橋六丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社住宅管理部管理課
電話 06-6882-7020　FAX 06-6882-7021

２　入札に付する事項

(1) 案件名称
平成 30 年度公社賃貸住宅等の損害保険契約

(2) 業務内容
仕様書に記載

(3) 履行期間
平成 30 年 4 月 1 日 午後４時から 平成 31 年 4 月 1 日午後４時(１年間)

(4) 履行場所
仕様書に記載

３　入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、当公社の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

(1) 平成 29・30 年度大阪市入札参加有資格者名簿に委託種目「13：その他代行　20：損害保険　01：損害保険」で大阪市内に本支店等の営業拠点の所在があり、かつ、企業区分「大」で登録がされていること。

(2) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項の損害保険業免許を受けている者であり、入札参加申請時において、保険業法の規定による業務停止処分（当公社において当該案件に応じた損害保険の業務ができないものに限る。）を受けていないこと。

(6) 火災保険(オールリスク型特約)、施設所有(管理)者賠償責任保険及び昇降機賠償責任保険の商品を保有していること。

(7) 直近事業年度において、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 66 条の 29 に規定する信用格付業者登録簿に登録されている信用格付業者のいずれかによりＡ等級以上の格付 (保険金支払能力格付) を得ている者であること。

(8) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次の①～④のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの１者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び同条第4号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア　親会社（会社法第2条第3号及び同条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する2者の場合

ア　組合とその組合員

イ　一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ　一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合

エ　一方の会社の電話、ファクシミリ等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

オ　一方の会社の大阪市又は公社の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

4　入札参加申請等

(1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア　公募型指名競争入札参加申請書兼誓約書

イ　印鑑証明書（原本）

注　申請時において、発行日より3か月以内のものに限る。

ウ　使用印鑑届

エ　委任状

注　入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ必要。

注　受任者は支店長・営業所長又はこれに準ずる地位以上の者に限る。

オ　保険業法(平成7年法律第105号)第3条第5項の損害保険業免許交付書の写し

カ　直近事業年度において、当公社が指定する格付け機関において、保険金支払い能力に関して「Ａ」等級以上の格付けを有する証明書(格付機関発行資料)の写し

キ　資本関係・人的関係に関する調書

(2) 入札参加申請書の交付期間

平成30年2月13日 から 平成30年2月26日

9：00～17：00（12：15～13：00を除く）

但し、土・日曜日及び祝日を除く。

(3) 入札参加申請書及び仕様書の交付場所

下記にて受領するか、公社ホームページよりダウンロードすること。

大阪市住宅供給公社　経理課（契約担当）

大阪市北区天神橋六丁目4番20号　（住まい情報センター6階）

ＴＥＬ　　06－6882－7003

ホームページ　http://www.osaka-jk.or.jp/

（4）入札参加申請書の受付期間
平成 30 年 2 月 22 日 から 平成 30 年 2 月 26 日
9：00～17：00（12：15～13：00 を除く）
但し、土・日曜日及び祝日を除く。
（5）受付場所
4 の（3）の交付場所に同じ。
（6）申請書類は、入札参加受付期間に受付場所に持参して提出しなければならない。
(7) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とし、提出された資料等は返却しない。
（8）提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

5　入札参加申請書の取扱いについて
受付後の入札参加申請書の撤回は認めない。

6　入札参加者の指名等
（1）入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査したうえ、平成 30 年 3 月 2 日に電話にて指名通知し、指名通知書等を交付する。
※交付場所については、4 の（3）に同じ。
（2）指名されなかった申請者に対しては、平成 30 年 3 月 2 日にその理由を付して通知する。

7　質疑等
（1）仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時までに所定の質疑書（指名通知時に交付）に記入のうえをＦＡＸにて提出すること。
質疑受付期限　　平成 30 年 3 月 7 日　17：00　まで
質疑提出先　　　大阪市住宅供給公社　住宅管理部管理課
（2）回答は、平成 30 年 3 月 12 日付で、当公社ホームページに掲載し、契約書に綴じ込む。

8　入札執行日時及び場所
（1）入札執行日時
平成 30 年 3 月 15 日　10：00
（2）入札執行場所
当公社　5 階　入札室

9　入札に参加することができない者
（1）入札参加申請期限までに入札参加申請をしなかった者、又は入札参加の指名をされなかった者。
（2）入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者。
（3）　入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者。
（4）入札執行日時において、保険業法の規定による業務停止処分（当公社において当該案件に応じた損害保険の業務ができないものに限る。）を受けている者。
（5）　入札参加申請時より入札時までの間において、3－（8）に該当する事実が判明した者。
ただし、該当する者の１者を除くすべてが入札を辞退した場合、残る１者は入札に参加することができる。

10　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金　　免除

（2）契約保証金　　免除

（3）契約保証人　　不要

11　入札の無効

（1）大阪市住宅供給公社経理規程第 67 条第 1 項の規定に該当する入札

（2）申請書類に虚偽の記載をした者の入札

12　落札者の決定方法

（1）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（2）上記（1）の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。

13　契約締結日

契約の締結は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

14　その他

（1）入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札金額は、保険目的全体の保険料の金額の総価を記載すること。
なお、落札者は、落札後直ちに公社所定の内訳書に物件明細ごとに保険料単価及び契約金額を記載し、算出根拠として提出すること。

（3）本入札に係る契約は、落札者所定の保険証券、約款及び特約条項等によるものとする。

（4）契約締結時に、落札者が保険業法の規定による業務停止処分（当公社において当該案件に応じた損害保険の業務ができないものに限る。）を受けているときは、契約の締結を行わないものとする。

（5）落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

（6）契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

大阪市住宅供給公社経理規程（抄）

（入札の無効）

第６７条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札

(2)　指定の日時までに提出又は到着しなかった入札

(3)　入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札

(4)　入札者の記名押印がない入札

(5)　同一入札について入札者又はその代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6)　同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

(7)　入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札

(8)　訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

(9)　入札に関し不正な行為を行った者がした入札

(10)　その他入札に関する条件に違反した入札

２　入札の効力は、理事長が決定する。